

千葉県遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業主に対し協力を求めることにより、遺体保管所等の設置に伴う近隣関係住民等との紛争を未然に防止し、併せて良好な住環境の形成に資するため、遺体保管所等の設置並びに遺体保管所等の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 遺体保管所 葬儀を行う施設を持たず、業として遺体を保管（運送契約に基づく一時保管を含む。）する施設をいう。
- (2) 葬祭場 業として葬儀（骨葬等を含む。以下同じ。）を行うことを主たる目的とする施設をいう。
- (3) エンバーミング等を行う施設 葬儀を行う施設を持たず、業として薬剤を使った遺体の保存又は修復等の作業を行う施設をいう。
- (4) 遺体保管所等 遺体保管所、葬祭場及びエンバーミング等を行う施設その他これらに類する施設をいう。ただし、病院、診療所、福祉施設、警察署、博物館、研究施設、学校その他これらに類する施設に併設されたものを除く。
- (5) 遺体保管所等の設置 新築、改築、増築又は建築物の使用方法の変更等により、遺体保管所等を設置することをいう。
- (6) 事業主 遺体保管所等を建築し、所有し、若しくは賃借することにより設置する者又は遺体保管所等を管理し、若しくは運営する者をいう。
- (7) 近隣関係住民等 遺体保管所等の敷地境界からア又はイに規定する距離以内に建築物を占有する者及び土地又は建築物を所有する者並びにこれらの者が所属する町内自治会等をいう。
 - ア 遺体保管所等の用に供する部分の床面積が1,000平方メートル以下の場合 100メートル
 - イ 遺体保管所等の用に供する部分の床面積が1,000平方メートルを超える場合 床面積の数値（単位は、平方メートルとする。）に10分の1を乗じて得た数値（単位は、メートルとする。）
- (8) 協議関係課 遺体保管所等の設置に際し、関係する法令等の所管部署として市長が別に定めるものをいう。

(事業主の責務)

第3条 事業主は、周辺の住環境及び生活環境等に及ぼす影響を十分に配慮し、良好な近隣関係を損なわないよう努めるとともに、関係法令等を遵守し、次の各号に掲げる事項に適合するよう遺体保管所等の設置並びに遺体保管所等の管理及び運営を行うものとする。

- (1) 遺体保管所等の設置に係る事項
 - ア 遺体保管所等の敷地は、原則として幅員6メートル以上の道路に接すること。
 - イ 遺体保管所等の外壁やこれに代わる柱などの面から隣地境界線までの距離は1メートル以上とすること。ただし、当該遺体保管所等の外壁の構造、開口部の状況等により隣地に

対する配慮がなされている場合は、この限りでない。

ウ 遺体保管所等の敷地内の緑化の推進に努めること。

エ 遺体保管所等の駐車場は、遺体保管所等の管理及び運営に係る自動車並びに会葬者の利用する自動車が、路上に駐車されないよう必要な駐車場を確保すること。

オ 遺体保管所等の敷地内に、遺体搬送用自動車又は霊きゅう車を駐車し、ストレッチャー及びひつぎ等による遺体の搬出入作業を行うために必要な面積を確保するとともに、その作業が外部から視認されないよう配慮すること。

カ 遺体保管所等の施設や広告物のデザインは、周辺の街並みと調和するように努めること。

(2) 遺体保管所等の管理及び運営に係る事項

ア 遺体の保管は、遺体安置用冷蔵庫等により適切な保管方法を講じること。

イ 葬祭場における通夜及び告別式並びに花輪の設置は、葬祭場の敷地内で行うこと。

ウ 遺体保管所等の敷地内で遺体又はひつぎの運搬作業を行うときは、建築物の内部で運搬作業を行う等、遺体又はひつぎが当該遺体保管所等の外部から視認されないよう努めること。

エ 葬儀等に関する音及び線香の臭いその他の臭気が、近隣関係住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう、設備その他について対策を講じること。

オ 廃棄物及び排水を適正に処理すること。

カ 葬祭場において、一時的に駐車場の不足が見込まれる場合は、会葬者の自動車による来場を自粛するよう促し、又は交通誘導員を配置し、必要に応じて近隣の駐車場を案内する等路上駐車防止策を講ずること。

キ 遺体保管所等の管理及び運営を適切に行うとともに、近隣関係住民等から苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応すること。

2 事業主は、この要綱に定める手続を適切かつ円滑に行うものとする。

3 事業主は、第6条第1項の規定による説明により、近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。

(遺体保管所等設置及び維持管理計画の届出)

第4条 事業主は、遺体保管所等を設置しようとするときは、次条第1項の規定により標識を設置する前までに、当該遺体保管所等の設置に関する事業計画（当該遺体保管所等を設置しようとする敷地に既に遺体保管所等が設置されているときは、当該既に設置されている遺体保管所等に係る事業計画を含む。以下同じ。）を遺体保管所等設置及び維持管理計画届（様式第1号）により市長に届け出るものとする。

2 前項の遺体保管所等設置及び維持管理計画届には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 千葉市都市図、第2条第7号ア又はイに規定する距離の範囲を示した付近状況図

(2) 配置図、各階平面図及び立面図

(3) 遺体保管所等の敷地及びその付近の写真

(4) 遺体保管所等維持管理責任者選任(変更)届・誓約書（様式第2号）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 事業者は、第1項の規定による届出後、速やかに遺体保管所等の設置、管理及び運営に関して、協議関係課との協議を行わなければならない。

4 事業者は、前項の協議が終了したときは、速やかに関係課協議結果報告書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（標識の設置）

第5条 事業主は、遺体保管所等を設置しようとするときは、当該遺体保管所等の設置に関する事業計画の概要を近隣関係住民等に周知させるため、次の各号に掲げる手続をしようとする日又は遺体保管所等を設置しようとする日のうち最も早い日の60日前までに、当該事業計画の概要を記載した標識（様式第4号）を設置し、同条第3項の届出書を提出するものとする。

（1）建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認の申請

（2）建築基準法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の規定に基づく認定又は許可の申請のうち別に定めるもの

2 前項の規定により設置した標識は、第9条の規定により設置完了報告書を届け出た日まで設置するものとする。

3 事業主は、第1項の規定により標識を設置したときは、速やかに、標識設置届（様式第5号）により市長に届け出るものとする。

（近隣関係住民等への説明）

第6条 事業主は、前条第1項の規定により標識を設置した日以降に、近隣関係住民等に対し、遺体保管所等の設置に関する事業計画について、要領で定める事項を戸別訪問又は説明会の実施等により説明し、近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。

2 事業主は、前項の規定により説明を行ったときは、前条第3項の届出書を市長に提出した日から起算して10日を経過した日以降で、かつ、前条第1項各号に掲げる手続をしようとする日又は遺体保管所等を設置しようとする日のうち最も早い日の20日前までにその内容を説明等報告書（様式第6号）により市長に報告するものとする。

3 同条の規定は、事業主の近隣関係住民等への説明の継続及び協議等を妨げるものではない。

（計画変更）

第7条 事業主は、第4条第1項の規定により届け出た遺体保管所等の設置に関する事業計画を変更しようとするときは、速やかにその旨を変更届（様式第7号）により市長に届け出るものとする。

2 前項の変更届には、変更に係る内容を示した書類を添付するものとする。

（遺体保管所等の設置完了の届出）

第8条 事業主は、第4条第1項の規定により届け出た遺体保管所等の設置が完了したときは、速やかにその旨を設置完了報告書（様式第8号）により市長に届け出るものとする。

（譲渡、賃貸及び転貸の際の遵守事項）

第9条 事業主は、第4条第1項の規定により届け出た遺体保管所等を譲渡し、又は賃貸し、若しくは転貸する場合は、この要綱に基づき届け出た事項及び近隣関係住民等へ説明した内容につ

いて、譲受人又は賃借人に十分に説明し、当該譲受人又は賃借人は、これを遵守するものとする。

(勧告)

第10条 市長は、この要綱に基づく届出をしないで、第5条第1項各号に掲げる手続きをし、又は遺体保管所等を設置した事業主に対して、その改善を求めるため勧告することができる。

2 市長は、この要綱に基づき届け出た事項又は近隣関係住民等へ説明した内容を遵守しない事業主に対して、その改善を求めるため勧告することができる。

(連絡会議)

第11条 市長は、この要綱の適正な実施を図るため、千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱連絡会議を設置する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月20日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和3年12月20日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和4年6月17日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

遺体保管所等の設置に係る事項

ア 接道に関すること

接道している道路の名称

接道している道路の幅員 m

イ 外壁後退に関すること

ウ 緑化に関すること

エ 駐車場に関すること

設置台数 事業用 台、会葬者用 台

設置台数の算出根拠

オ 遺体搬出入作業車両の駐車場所、作業場所に関すること

カ 景観・広告に関すること

その他

工事中の環境配慮など

(第三面)

遺体保管所等の管理及び運営に係る事項

ア 遺体の保管に関すること

※遺体安置用冷蔵庫等により適正な保管方法を講じること。

イ 通夜・告別式・花輪の設置に関すること

※葬祭場の敷地内で行うこと。

ウ 遺体・ひつぎの搬出入における視認に関すること

※遺体又はひつぎが外部から視認されないよう努めること。

エ 防音・防臭対策に関すること

※葬儀等に関する音や線香その他の臭気が、近隣関係住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう、設備面その他で対策を講じること。

※遺体保管所等から発生する音や振動が、近隣関係住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう配慮すること。(例：エアコン室外機など)

オ 廃棄物・排水の適正処理に関すること

※遺体保管所等から排出される薬剤や洗浄液について、住環境を損なわないよう規制基準等を目安とし必要な対策を講じること。

※公共下水道へ排水する際、水質に問題ないことを確認すること。

※排水の放流について、河川、その他の公共用に供している排水施設に接続すること。

※廃棄物は、関係法令を遵守し、適正に処理すること。

カ 交通安全対策に関すること

※葬祭場において、一時的に駐車場の不足が見込まれる場合は、会葬者の自動車による来場を自粛するよう促し、又は交通誘導員を配置し、必要に応じて近隣の駐車場を案内する等路上駐車の防止策を講じること。

その他

遺体保管所等維持管理責任者選任（変更）届

（あて先）千葉市長

年 月 日

事業主 住 所
氏 名
電 話

千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱第4条第2項第4号の規定により、次のとおり届け出ます。

近隣関係住民等との折衝等について、同維持管理責任者が責任を持って対応します。

1 遺体保管所等維持管理責任者

住 所
氏 名
電 話

2 遺体保管所等の概要

名 称
所在地 千葉市 区

.....

誓 約 書

千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱第4条第1項の規定により届け出た遺体保管所等設置及び維持管理計画届に基づき、適正に維持管理することを誓約します。

また、当該遺体保管所等を含む敷地及び建築物の全部又は一部を他に譲渡、貸与又は転貸する場合は、本誓約書に基づき遵守事項を承継します。

遺体保管所等維持管理責任者 住 所

氏 名 (*)

電 話

(*) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

関係課協議結果報告書

年 月 日

(宛先)千 葉 市 長

事業者 住 所

氏 名

電 話 ()

千葉県遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱（以下「要綱」という。）第4条第3項に規定する事項について、協議関係課と協議を行いましたので、同条第4項の規定により、次のとおり報告します。

遺体保管所等の名称			
遺体保管所等の位置	千葉市 区		
問 合 せ 先	住 所		
	氏 名	電話 ()	
	担 当 者		
協 議 事 項	協 議 結 果	協 議 課 名	
遺体保管所等の設置に係る事項 (要綱第3条第1項第1号)	1-ア 接道に関する事 項		
	1-イ 外壁後退に関する 事 項		
	1-ウ 緑化に関する事 項		
	1-エ 駐車場に関する事 項		
	1-オ 搬入口に関する事 項		
	1-カ 景観・広告に関する 事 項		

様式第3号（要綱第4条第4項関係）

協議事項	協議結果	協議課名
遺体保管所の管理運営に係る事項 （要綱第3条第1項第2号）	2-ア 遺体の保管方法に関する事 関すること	
	2-イ 通夜・告別式に関する事 関すること	
	2-ウ 遺体・ひつぎの搬入に 関すること	
	2-エ 防音・防臭に関する事 関すること	
	2-オ 廃棄物・排水の処理に 関すること	
	2-カ 交通安全対策に関する事 関すること	
その他		

標 識 設 置 届

年 月 日

(あて先) 千葉市長

事業主 住 所
氏 名
電 話 ()

千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱（以下「要綱」という。）第5条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

標 識 設 置 日	年 月 日
遺体保管所等の名称	
遺体保管所等の位置	千葉市 区
問 合 せ 先	住 所
	氏 名
	電 話 ()
	担 当 者 名
<p>【添付書類】</p> <input type="checkbox"/> 標識の設置状況（遠景）及び記載内容（近景）が確認できる写真 <input type="checkbox"/> 設置場所を明示した図面	
備考	

注 備考欄には、記入しないでください。

説明等報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

事業主 住 所
氏 名
電 話 ()

千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱（以下「要綱」という。）第6条第1項に規定する事項について、近隣関係住民等への説明を実施したので、同条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

遺体保管所等の名称		
遺体保管所等の位置		千葉市 区
説 明 概 要	説明実施方法	<input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> 個別説明 <input type="checkbox"/> その他()
	説明実施期間 (説明会の場合は日時)	年 月 日 時 分
	説明者氏名	
問 合 せ 先	住 所	
	氏 名	電話 ()
	担当者名	
【添付書類】 <input type="checkbox"/> 近隣関係住民等に配布した資料 <input type="checkbox"/> 第2条第7号ア又はイに規定する距離の範囲を示した付近状況図に説明等報告書（第二面）の番号を付番した図面		
備考		

注1 備考欄には、記入しないでください。

変 更 届

年 月 日

（あて先）千葉市長

事業主 住 所
氏 名
電 話 ()

千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

遺体保管所等の名称			
遺体保管所等の位置	千葉市 区		
	変 更 前	変 更 後	
変 更 の 内 容			
変 更 の 理 由			
問 合 せ 先	住 所		
	氏 名	電 話 ()	
	担当者名		
備考			

- 注1 備考欄には、記入しないでください。
 注2 変更の内容及び変更の理由の欄が不足する場合は、別紙を使用してください。
 注3 変更に係る内容を示した図面等の書類を添付してください。

設置完了報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

事業主 住 所
氏 名
電 話 ()

千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

遺体保管所等の名称		
遺体保管所等の位置	千葉市	区
設 置 完 了 日		
問 合 せ 先	住 所	
	氏 名	電話 ()
	担当者名	

備考